

2025年 1月24日
国立研究開発法人理化学研究所
横浜事業所 契約担当役
研究支援部長 大庭 直彦
(公印省略)

入 札 公 告

下記のとおり、一般競争入札に付します。

1. 競争に付する事項

- (1) 業務名 横浜キャンパス消防用設備等定期点検業務
- (2) 仕 様 申請関係配布資料に添付の仕様書による
- (3) 履行期間 2025年4月1日～2029年3月31日
- (4) 履行場所 神奈川県横浜市鶴見区末広町一丁目7番22号
国立研究開発法人 理化学研究所 横浜キャンパス

2. 競争参加資格（次の各号を全て満たす者）

- (1) 国立研究開発法人理化学研究所契約事務取扱細則第5条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国立研究開発法人理化学研究所競争契約参加資格又は国の競争参加資格（全省庁統一資格）の何れかにおいて、2024年度に「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」の何れかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 次の条件の契約実績を有する者であること。
 - ① 動物飼育施設等を備える自然科学系研究施設（延床面積 50,000 m²以上）で、当該業務又は類似業務の実績を有すること。
 - ② 核磁気共鳴装置（NMR）設置研究施設で、当該業務又は類似業務の実績を有すること。
 - ③ 放射線管理区域内での当該業務又は類似業務の実績を有すること。
- (4) 仕様書に定める業務について、役務提供できることを証明可能な者であること。
- (5) 各々の消防用設備等の種類に応じた点検資格者（消防設備士又は消防設備点検資格者）を配置出来ること。

3. 申請手続き等

当研究所は、競争参加希望の者に対し、競争参加資格を確認するため、競争参加希望者から申請書及び資料の提出を求める。

(1) 申請関係配布資料の交付期間、方法

交付期間 2025年1月24日～2025年2月17日

理研ホームページ調達情報 (<http://choutatsu.riken.jp/r-world/info/procurement/>) 参照。

(2) 申請書及び資料の提出期限、場所及び方法

提出書類 申請書及び資料

提出期限 2025年2月17日 15時00分まで

場 所 〒230-0045 神奈川県横浜市鶴見区末広町一丁目7番22号
国立研究開発法人理化学研究所 横浜事業所
研究支援部 契約課 [担当：大口]
電話 045-503-9122

方 法 文書 2部及び 電子データ 一式

※ 電子データは、入札件名をメールタイトルに記載の上、
【yokohama-nyusatsu@ml.riken.jp】宛に提出すること。

文書の提出は郵送、F a xも可とするが、F a xの場合は、直ちに原本を提出すること。

(3) 郵送による入札書の受領期限は2025年3月4日 15時00分まで

(4) 確認の通知

申請書及び資料の提出者に対し、競争参加資格を確認し、文書により通知する。競争参加資格が確認されなかった者に対してもその旨を同様に通知する。

通知日 2025年2月26日 (予定)

4. 落札者の決定方法

(1) 入札の日時及び場所

日 時 2025年3月7日 10時30分

場 所 国立研究開発法人理化学研究所横浜キャンパス 交流棟3階 K309室

(2) 落札者の決定方法

当研究所が定める予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。(落札者がいないときは、必要に応じて再度入札を繰り返し行うことがある)
なお、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者によりくじで落札者を決定する。また、入札参加資格のない者の行った入札及び入札条件に違反した入札は、無効とする。

(3) 落札者の周知方法

落札者の決定と同時に、入札会場で入札者全員に口頭で周知する。

5. その他

(1) 契約書の作成の要否 要

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 詳細は、申請関係配布資料に添付の入札説明書による。

(4) 契約に係る情報の公表：当研究所と一定の関係を有する者と契約する場合には、当研究所からの契約者への再就職状況等について公表を行うものとする。詳細については、以下を参照のこと。

URL : <http://choutatsu.riken.jp/r-world/info/procurement/info/detail/id/000004431>

(5) 本入札は、2025年度以降の予算の成立を前提に行うものであり、国の財政措置に著しい減額があったことその他の予見しがたい事情変更により、仕様内容に変更が生じたとき、又は当該契約の継続が困難となったときは、各年度当初あるいは年度途中において契約金額の減額又は契約の解除を行うことができるものとする。